

移住・定住施策の紹介 本町では移住定住の推進を図るため各種補助事業を実施しています。

智頭町住宅リフォーム助成事業補助金

【補助要件・対象物件】

次の要件を満たすこと。

- 工事費が20万円以上のもの
- 建築後5年以上経過している
- 他の助成事業と重複がない
- 住民基本台帳に記載されている住所であり、生活実態のある住宅が対象（蔵・倉庫含む）
- 町内業者による施工

【対象者】

- 町内在住で本町に住民登録または外国人登録をしている。
- リフォーム工事を行う住宅の所有者及び居住者である。
- 本人及び同居家族が町税や町の使用料等を滞納していない。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない。
- 過去に町が実施する移住定住支援施策である智頭町UJIターン住宅支援事業又は定住促進対策事業（住宅支援）、智頭町地域の空き家を活用したまちづくり推進事業（住宅活用型）の助成金の交付を受けていない。
- 過去にこの事業による補助金の交付を受けている者は、補助金を受けた年度から3カ年度経過している。

【補助額】 補助対象工事にかかる経費の15/100（上限15万円）

【その他】

- ※補助金は予算の範囲内で随時募集します。
- ※補助の対象とならない工事もありますので詳しくは下記まで問合せください。
- ※申請書や完了報告に必要な書類は役場企画課に準備しているほか、町のHPでもダウンロードできます。

定住促進対策事業（45歳未満）

【住宅支援事業】

本町で住宅を購入、住宅を新築または改修する場合に工事費用の一部を補助（施工業者は町内業者に限ります）

【対象者】

45歳未満の夫婦（ひとり親の場合は18歳未満の扶養親族がいるもの）

【補助額】 補助対象工事にかかる経費の1/2（上限100万円）

【今後の流れ】

- ▶申請期間：4月25日（月）～5月20日（金）まで
- ▶抽選：5月下旬
- ▶交付決定：5月下旬
- ◎その他、UJIターン者向け、若者向けの補助金もありますので、詳しくは、町ホームページをご覧ください。

その他各種補助制度がありますので詳しくは下記をご覧ください。



【生活に関する支援制度】

- ・智頭町定住促進対策事業（住宅家賃助成事業）
- ・智頭町新生活応援補助金
- ・智頭町移住支援金

【住居に関する支援制度】

- ・智頭町UJIターン住宅支援事業
- ・智頭町空き家家財道具等整理補助金
- ・智頭町地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金（住宅活用型）

問合せ先 企画課 担当・岡本 ☎75-4112